

芦別市地域防災計画

地震災害対策編

令和 5 年 2 月

芦別市防災会議

〔目 次〕

地震災害対策編

地震災害対策編.....	1
第1章 総 則.....	1
第1節 計画策定の目的	1
第2節 計画の性格	1
第3節 計画の基本方針	1
第4節 市の地形、地質及び社会的現象	5
第5節 市及びその周辺における地震の発生状況	6
第6節 市における地震の想定	7
第2章 災害予防計画.....	9
第1節 住民の心構え	9
第2節 地震に強いまちづくり推進計画	12
第3節 地震に関する防災知識の普及・啓発	15
第4節 防災訓練計画	17
第5節 物資及び防災資機材等の整備・確保に関する計画	18
第6節 相互応援(受援)体制整備計画	18
第7節 自主防災組織の育成等に関する計画	18
第8節 避難体制整備計画	18
第9節 避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画	18
第10節 火災予防計画	19
第11節 危険物等災害予防計画	20
第12節 建築物等災害予防計画	22
第13節 土砂災害の予防計画	24
第14節 液状化災害予防計画	25
第15節 積雪・寒冷対策計画	26
第16節 業務継続計画の策定	27
第17節 複合災害に関する計画	29
第3章 災害応急対策計画.....	30
第1節 応急活動体制	30
第2節 地震情報の伝達計画	31
第3節 災害情報等の収集、伝達計画	36
第4節 災害広報・情報提供計画	38
第5節 避難対策計画	39
第6節 救助救出計画	40
第7節 地震火災等対策計画	41
第8節 災害警備計画	43
第9節 交通応急対策計画	43
第10節 輸送計画	43
第11節 ヘリコプター等活用計画	43
第12節 食料供給計画	43
第13節 給水計画	43
第14節 衣料、生活必需物資供給計画	43
第15節 石油燃料供給計画	43
第16節 生活関連施設対策計画	44

第17節 医療救護計画	46
第18節 防疫計画	46
第19節 廃棄物処理等計画	46
第20節 家庭動物等対策計画	46
第21節 文教対策計画	46
第22節 住宅対策計画	46
第23節 被災建築物安全対策計画	47
第24節 被災宅地安全対策計画	48
第25節 行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画	48
第26節 障害物処理計画	48
第27節 広域応援・受援計画	48
第28節 自衛派遣要請及び派遣活動計画	48
第29節 災害ボランティアとの連携計画	48
第30節 災害救助法の適用と実施	48
第4章 災害復旧・被災者援護計画	49
第1節 災害復旧計画	49
第2節 被災者援護計画	50

第1章 総 則

第1節 計画策定の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、本市の地域における地震災害の防災対策に関し、必要な体制を確立するとともに、防災に関してとるべき措置を定めることにより、防災活動の総合的かつ計画的な推進を図り、もって住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

第2節 計画の性格

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき作成されている「芦別市地域防災計画」の「地震災害対策編」として、芦別市防災会議が作成する。

なお、この計画に定められていない事項については、「芦別市地域防災計画（本編）」による。

第3節 計画の基本方針

この計画は、市及び道並びに指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体等（以下「防災関係機関」という。）の実施責任を明確にするとともに、地震防災対策を推進するための基本的事項を定めるものであり、その実施細目については、防災関係機関ごとに具体的な活動計画等を定めるものとし、毎年検討を加え、必要に応じ修正を行うものとする。

1 実施責任

(1) 市

市は、防災の第一次的責務を有する基礎的な地方公共団体として、市の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を地震災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体等の協力を得て、防災活動を実施する。

(2) 北海道

道は、北海道の地域並びに住民の生命、身体及び財産を地震災害から保護するため、防災関係機関の協力を得て、北海道の地域における防災対策を推進するとともに、市及び指定地方公共機関の防災活動を援助し、かつその総合調整を行う。

(3) 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、北海道の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を地震災害から保護するため、その所掌事務を遂行するにあたっては、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力して防災活動を実施するとともに、市及び道の防災活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置をとる。

(4) 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性を考慮し、自ら防災活動を積極的に推進するとともに、市及び道の防災活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

(5) 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、地震災害予防体制の整備を図り、地震災害時には応急措置を実施するとともに市、道、その他防災関係機関の防災活動に協力する。

2 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

「芦別市地域防災計画 本編 第1章 第6節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱」を準用する。

3 住民及び事業所の基本的責務

いつでもどこでも起これうる地震等の災害に対し、人的被害、経済被害を軽減する減災の取組を推進し、安全・安心を確保するためには、行政による災害対策を強化し「公助」を充実させていくことはもとより、市民一人ひとりや事業者等が自ら取り組む「自助」や、身近な地域コミュニティにおいて市民等が力を合わせて助け合う「共助」が必要となることから、個人や家庭、民間の事業者や団体等、様々な主体が連携して、災害に関する知識と各自の防災・減災対応に習熟し、その実践を促進する市民運動を展開することが必要である。

(1) 住民の責務

住民は、「自らの身の安全は自らが守る」という防災の基本に立ち、平常時から、防災に関する知識の習得や食品、飲料水をはじめとする生活必需物資の備蓄など、自ら災害に対する備えを行うとともに、一般的に自分は大丈夫という思い込み（正常性バイアス）が働くことを自覚しながら、防災訓練など自発的な防災活動への参加や災害教訓の伝承に努めるものとする。

また、災害時には、まず、自らの身の安全を守るよう行動した上で、近隣の負傷者や避難行動要支援者への支援、避難所における自主的活動、市、道及び防災関係機関が実施する防災活動への協力など、地域における被害の拡大防止や軽減への寄与に努めるものとする。

ア 平常時の備え

(ア) 避難の方法(避難路、指定緊急避難場所等)及び家族との連絡方法の確認

(イ) 「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー、女性用品、ポータブルストーブ等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池、携帯電話充電器等等）の準備、自動車へのこまめな満タン給油及び自宅等の暖房・給湯用燃料の確保

(ウ) 家具の転倒防止対策等、家庭での予防・安全対策

(エ) 隣近所との相互協力関係のかん養

(オ) 災害危険区域等、地域における災害の危険性の把握

(カ) 防災訓練、研修会等への積極的参加による防災知識、応急救護技術等の習得

(キ) 町内会や自治会における要配慮者への配慮

(ク) 自主防災組織の結成による備蓄や訓練の実施

イ 災害時の対策

- (ア) 地域における被災状況の把握
- (イ) 近隣の負傷者や避難行動要支援者に対する救助・支援
- (ウ) 初期消火活動等の応急対策
- (エ) 避難所での自主的活動や住民が主体となった避難所運営体制の構築
- (オ) 道・市町村・防災関係機関の活動への協力
- (カ) 自主防災組織の活動

ウ 災害緊急事態の布告があつた時の協力

国の経済や公共の福祉に重大な影響を及ぼすような異常で激甚な非常災害が発生し、基本法第105条に基づく災害緊急事態の布告が発せられ、内閣総理大臣から社会的・経済的混乱を抑制するため、生活必需品等国民生活との関連性が高い物資や燃料等国民経済上重要な物資をみだりに購入しないこと等の協力を求められた場合は、住民はこれに応ずるよう努めるものとする。

(2) 事業者の責務

災害応急対策や災害復旧に必要となる、食料、飲料水、生活必需品等の物資・資材又は役務の供給・提供に関する者をはじめとする各事業者は、日常的に災害の発生に備える意識を高め、自ら防災対策を実施するとともに、道、市町村、防災関係機関及び自主防災組織等が行う防災対策に協力しなければならない。

このため、従業員や施設利用者の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域への貢献・地域との共生等、災害時に果たす役割を十分に認識し、各事業者において災害時に業務を継続するための事業継続計画（B C P）を策定するとともに、防災体制の整備や防災訓練の実施、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなどの取組を通じて、防災活動の推進に努めるものとする。

また、地震発生時における施設の利用者等の安全確保や機械の停止等により被害の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図るよう努めるものとする。

ア 平常時の備え

- (ア) 災害時行動マニュアル及び事業継続計画（B C P）の策定
- (イ) 防災体制の整備
- (ウ) 事業所の耐震化・耐浪化の促進
- (エ) 予想被害からの復旧計画策定
- (オ) 防災訓練の実施及び従業員等に対する防災教育の実施
- (カ) 燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応
- (キ) 取引先とのサプライチェーンの確保

イ 災害時の対策

- (ア) 事業所の被災状況の把握
- (イ) 従業員及び施設利用者への災害情報の提供
- (ウ) 施設利用者の避難誘導
- (エ) 従業員及び施設利用者の救助
- (オ) 初期消火活動等の応急対策
- (カ) 事業の継続又は早期再開・復旧
- (キ) ボランティア活動への支援等、地域への貢献

(3) 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

- ア 市内の一定の地区内の居住者及び当該地区に事業所を有する事業者 要配慮者利用施設等の施設管理者を含む。以下、「地区居住者等」という。) は、当該地区における防災力の向上を図るため、協働により、防災訓練の実施、物資等の備蓄、避難行動要支援者の避難支援体制の構築等の自発的な防災活動の推進に努めるものとする。
- イ 地区居住者等は、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、地区防災計画の素案として市防災会議に提案するなど、市との連携に努めるものとする。
- ウ 市防災会議は、地区防災計画の提案が行われたときは、遅滞なく、当該計画提案を踏まえて市地域防災計画に地区防災計画を定める必要性について判断し、必要があると認めるときは、市地域防災計画に地区防災計画を定める。
- エ 市は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。
- オ 市は、自主防災組織の育成、強化を図るとともに、住民一人ひとりが自ら行う防災活動の促進により、地域社会の防災体制の充実を図るものとする。

(4) 住民運動の展開

災害に関する知識と各自の防災対策に習熟し、その実践を促進する住民運動が継続的に展開されるよう、災害予防責任者をはじめ、住民個人や家庭、事業者や団体等、多様な主体の連携により、防災の日、防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン、防災とボランティアの日、防災とボランティア週間等のあらゆる機会を活用し、防災意識を高揚するための様々な取り組みを行い、広く住民の参加を呼びかけるものとする。

第4節 市の地形、地質及び社会的現象

「芦別市地域防災計画 本編 第2章 市の概要」を準用する。

第5節 市及びその周辺における地震の発生状況

1 市及びその周辺における被害地震

市においては、これまで地震による被害の経験は記録されておらず、また、地震調査研究推進本部地震調査委員会による調査（平成9年10月）によても市内における大きな活断層は確認されていない。

しかし、阪神・淡路大震災の例もあり、さらに近年の活断層調査により富良野盆地の富良野断層帯、石狩低地の増毛山地東縁断層帯（沼田一砂川付近の断層帯）など、周辺地域において活断層の存在が知られるようになり、地震の発生を否定することはできない。

また、1968年の十勝沖地震（M7.9）や1993年の釧路沖地震（M7.8）と北海道南西沖地震（M7.8）、1995年の暑寒別岳東方の地震（M5.7）の際には、震度3前後の揺れが観測されていたが、2018年の胆振東部地震（M6.7）の際には、過去の記録にない震度4を観測、全道規模で停電が発生した。このことから、他の地域で発生した地震により波及的な被害を受けることも想定される。

2 過去に発生した各地域の主な被害地震

（北海道地域防災計画 地震・津波防災計画編（令和3年11月）より抜粋）

地域	発生年月日 地震災害名	震源	規模 (M)	最大震度 ()は現地調査等による	被害状況
日本海側	天保5年2月9日 (1834) (石狩川河口付近)	石狩湾 N 43° 18' E 141° 24'	6.4	6 石狩川河口付近（推定） 5 札幌市の一部（推定）	石狩川河口付近を中心に被害 住家全壊23、半壊3
	大正7年5月26日 (1918) (留萌沖の地震)	北海道西方沖 N 44° 12' E 141° 36'	5.8	(5 鬼鹿、幌延)	留萌郡鬼鹿村に小被害
	昭和15年8月2日 (1940) (北海道西方沖の地震)	北海道西方沖 N 44° 22' E 139° 49'	7.5	4 羽幌、(留萌、幌延、苦小牧、岩内、乙部、神恵内、南尻別、俱知安、京極、八雲、徳舜別)	天塩、羽幌、苦前を中心に被害 津波 死者10、住家全壊26、半壊7
	昭和58年5月26日 (1983) 「昭和58年(1983年)日本海中部地震」	秋田県沖 N 40° 22' E 139° 04'	7.7	4 棟、江差	檜山特に奥尻に被害 大津波 死者4、負傷者24、住家全壊5、半壊16
	平成5年7月12日 (1993) 「平成5年(1993年)北海道南西沖地震」	北海道南西沖 N 42° 47' E 139° 11'	7.8	(6 奥尻) 5 小樽、寿都、江差、	奥尻を中心に大被害 大津波 死者201、不明者28名、負傷者323 住家全壊601、半壊408
内陸	平成7年5月23日 (1995) (空知地方中部の地震)	空知地方 N 42° 39' E 141° 56'	5.9	5 北竜	空知、留萌地方を中心に被害 負傷者4、住家一部破損59
	平成30年9月6日 (2018) 「平成30年北海道胆振東部地震」	胆振地方中東部 N 44° 05' E 142° 0'	6.7	7 厚真 6 強 安平、むかわ	石狩、胆振地方を中心に被害 死者43（災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、災害が原因で死亡したものと認められたもの2）、負傷者782、住家全壊469、半壊1660、一部損壊13849 (H31.3.31現在)

第6節 市における地震の想定

1 基本的な考え方

北海道地方の地震は、千島海溝や日本海溝から陸側へ沈み込むプレート境界付近やアムールプレートの衝突に伴って日本海東縁部付近で発生する海溝型地震（※1）と、その結果圧縮された陸域で発生する内陸型地震（※2）に大きく2つに分けることができる。海溝型地震は、プレート境界そのもので発生するプレート間の大地震と「平成5年（1993年）釧路沖地震」のようなプレート内部のやや深い地震からなる。内陸型地震として想定しているものは、主に内陸に分布する活断層や地下に伏在していると推定される断層による地震、過去に発生した内陸地震などである。

これらの中で市に大きな被害を及ぼす可能性が高い地震は、平成28年度被害想定調査結果（北海道：平成30年2月）から、「富良野断層帯西部（モデル30_2）」、「沼田一砂川付近の断層帯（モデル30_3）」を地震被害として想定する。

（※1）海溝型地震

- 千島海溝南部・日本海溝北部

- ①三陸沖北部、②十勝沖、③根室沖、④色丹島沖、⑤択捉島沖

- 500年間隔地震

根室半島～十勝沖の領域

- 日本海東縁部

- ①「平成5年（1993年）北海道南西沖地震、②積丹半島沖

- ③留萌沖、北海道北西沖

- プレート内のやや深い地震

- ①釧路沖、②厚岸直下、③日高中部

（※2）内陸型地震

- 活断層帯

- ①石狩低地東縁断層帯主部、②サロベツ断層帯、③黒松内低地断層帯

- ④当別断層、⑤函館平野西縁断層帯、⑥増毛山地東縁断層帯、⑦十勝平野断層帯

- ⑧富良野断層帯、⑨標津断層帯、⑩石狩低地東縁断層帯南部

- ⑪沼田一砂川付近の断層帯

- 札幌市直下の伏在断層

- 既往の内陸地震

- ①弟子屈地域、②浦河地域、③道北地域

- 網走・紋別沖

2 想定震度

想定した地震の震度は次のとおりである。

区分	富良野断層帯西部 (モデル30_2)	沼田一砂川付近の断層帯による地震 (モデル30_3)
地表における震度	6. 2	6. 1

資料：平成28年度地震被害想定結果（北海道：平成30年2月）

3 地震による建築物及び人的被害等の予測

想定した地震から、本市への建築物及び人的被害等は、次のとおりと想定される。

地震被害想定結果

[富良野断層帯西部(モデル30_2)]

項目		冬の早朝	夏の昼間	冬の夕方
建物被害	全壊棟数	4棟	3棟	4棟
	半壊棟数	48棟	23棟	48棟
火災被害	出火件数	1件未満	1件未満	1件未満
人的被害	死者数	1人未満	1人未満	1人未満
	重傷者数	1人	1人未満	1人未満
	軽傷者数	7人	2人	5人
	避難者数	627人	606人	627人
ライフライン被害	上水道被害 断水世帯数(直後)	1951世帯	1951世帯	1951世帯
	下水道被害 機能支障世帯数	150世帯	150世帯	150世帯
交通施設被害	道路被害	34箇所	34箇所	34箇所
	橋梁被害(15m以上)	1箇所未満	1箇所未満	1箇所未満
	橋梁被害(15m未満)	1箇所未満	1箇所未満	1箇所未満

[沼田一砂川付近の断層帯(モデル30_3)]

項目		冬の早朝	夏の昼間	冬の夕方
建物被害	全壊棟数	4棟	3棟	4棟
	半壊棟数	48棟	22棟	48棟
火災被害	出火件数	1件未満	1件未満	1件未満
人的被害	死者数	1人未満	1人未満	1人未満
	重傷者数	1人未満	1人未満	1人未満
	軽傷者数	6人	3人	4人
	避難者数	763人	741人	763人
ライフライン被害	上水道被害 断水世帯数(直後)	2018世帯	2018世帯	2018世帯
	下水道被害 機能支障世帯数	134世帯	134世帯	134世帯
交通施設被害	道路被害	32箇所	32箇所	32箇所
	橋梁被害(15m以上)	1箇所未満	1箇所未満	1箇所未満
	橋梁被害(15m未満)	1箇所未満	1箇所未満	1箇所未満

資料：平成28年度地震被害想定結果(北海道：平成30年2月)

第2章 災害予防計画

地震による災害の発生及び拡大の防止を図ることを目的に、災害予防対策を積極的に推進するとともに、住民及び民間事業者は、平常時より災害に対する備えを心がけるよう努めるものとする。

第1節 住民の心構え

道内で過去に発生した地震災害や平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災、平成23年3月の東日本大震災等の経験を踏まえ、住民は、自らの身の安全は自らが守るのが基本であるとの自覚を持ち、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。

地震発生時に、住民は、家庭又は職場等において、個人又は共同で、人命の安全を第一として混乱の防止に留意しつつ、地震災害による被害の発生を最小限にとどめるために必要な措置をとるものとし、その実践を促進する住民運動を展開することが必要である。

1 家庭における措置

(1) 平常時の心得

- ア 地域の避難場所・避難経路及び家族の連絡方法を確認する。
- イ 崖崩れに注意する。
- ウ 建物の補強、家具の固定をする。
- エ 火気器具の点検や火気周辺の可燃物に注意する。
- オ 飲料水や消火器の用意をする。
- カ 「最低3日間、推奨1週間」分の食料・飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー、ポータブルストーブ等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池、携帯電話充電器等）を準備する。
- キ 地域の防災訓練に進んで参加する。
- ク 隣近所と地震発生時の協力について話し合う。
- ケ 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等を行う。

(2) 地震発生時の心得

- ア まずわが身の安全を図る。
- イ 特に緊急地震速報を見聞きしたときには、まわりの人に声をかけながら周囲の状況に応じて、あわてずに、まず身の安全を確保する。
- ウ 揺れがおさまったら、落ち着いてすばやく火の始末をする。
(安全を確認し火傷に注意)
- エ 火が出たらまず消火する。
- オ あわてて戸外に飛び出さず、出口を確保する。

- カ 狹い路地、塀のわき、崖、川べりには近寄らない。
- キ 山崩れ、崖崩れ、浸水に注意する。
- ク 避難は徒歩で、持物は最小限にする。
- ケ みんなが協力しあって、応急救護を行う。
- コ 正しい情報をつかみ、流言飛語に惑わされない。
- サ 秩序を守り、衛生に注意する。

2 職場における措置

(1) 平常時の心得

- ア 消防計画、予防規程などを整備し、各自の役割分担を明確にすること。
- イ 消防計画により避難訓練を実施すること。
- ウ とりあえず身を置く場所を確保し、ロッカー等重量物の転倒防止措置をとること。
- エ 重要書類等の非常持出品を確認すること。
- オ 不特定かつ多数の者が出入りする職場では、入場者の安全確保を第一に考えること。

(2) 地震発生時の心得

- ア まずわが身の安全を図る。
- イ 特に緊急地震速報を見聞きしたときには、まわりの人に声をかけながら周囲の状況に応じて、あわてずに、まず身の安全を確保する。
- ウ 揺れがおさまったら、落ち着いてすばやく火の始末をすること。
- エ 職場の消防計画に基づき行動すること。
- オ 職場の条件と状況に応じ、安全な場所に避難する。
- カ 正確な情報を入手すること。
- キ 近くの職場 同士で協力し合うこと。
- ク エレベーターの使用は避けること。
- ケ マイカーによる出勤、帰宅等は、自粛すること。また、危険物車両等の運行は自粛すること。

3 集客施設でとるべき措置

- (1) 館内放送や係員の指示がある場合は、落ち着いてその指示に従い行動する。
- (2) あわてて出口・階段などに殺到しない。
- (3) 吊り下がっている照明などの下からは退避する。

4 街など屋外でとるべき措置

- (1) ブロック塀の倒壊や自動販売機の転倒に注意し、これらのそばから離れる。
- (2) ビルからの壁、看板、割れたガラスの落下に備え、ビルのそばから離れる。
- (3) 丈夫なビルのそばであれば、ビルの中に避難すること。

5 運転者のとるべき措置

(1) 走行中のとき

- ア 走行中に車内のラジオ等で緊急地震速報を聞いたときは、後続の車が緊急地震速報を聞いていないおそれがあることを考慮し、ハザードランプを点灯するなど周りの車に注意を促した後、緩やかに停止させること。
- イ 走行中に大きな揺れを感じたときは、急ハンドル、急ブレーキを避けるなど、できるだけ安全な方法により、道路の左側に停止させること。

ウ 停止後は、ラジオで地震情報や交通情報を聞き、その情報や周囲の状況に応じて行動すること。

エ 車を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておくこと。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを切り、エンジンキーを付けたままでし、窓を閉め、ドアはロックしないこと。駐車するときは、避難する人の通行や災害対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと。

(2) 避難するとき

被災地域では、道路の破壊、物件の散乱等のほか、幹線道路等に車が集中することにより交通が混乱するので、やむを得ない場合を除き、避難のために車を使用しないこと。

第2節 地震に強いまちづくり推進計画

市は、建築物、土木構造物、通信施設、ライフライン施設、防災関連施設など構造物、施設等の耐震性を確保するため、地盤状況の把握など地域の特性に配慮し、地震に強いまちづくりを推進するとともに、地域の実情を踏まえつつ、できるだけ短時間で避難が可能となるようなまちづくりを目指すものとする。

1 地震に強いまちづくり

- (1) 市は、避難路、避難地、延焼遮断帯、防災活動拠点となる幹線道路、一時避難地としての都市公園の整備、土地区画整理事業等による市街地の面的な整備、建築物や公共施設の耐震・不燃化など防災に配慮した都市計画や土地利用の誘導により、地震に強いまちづくりを図るものとする。
- (2) 市、道及び国は、避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うものとする。
- (3) 市及び施設管理者は、不特定多数の者が利用する施設等の地震発生時における安全性の確保の重要性を考慮し、これらの施設における安全確保対策及び発災時の応急体制の整備を強化する。

2 建築物の安全化

- (1) 市は、耐震改修促進計画において設定された建築物の耐震改修等の具体的な目標の達成のために、既存建築物の耐震診断・耐震改修を促進する施策を積極的に推進する。
- (2) 市は、特に災害時の拠点となる庁舎、指定避難所等について、非構造部材を含む耐震対策等により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努めるものとする。
- (3) 市は、指定避難所等に老朽化の兆候が認められる場合は優先順位をつけて計画的に安全確保対策を進めるものとする。
- (4) 市は、防災拠点や学校など公共施設の耐震診断を速やかに行い、その結果を公表するとともに、特に学校施設の耐震化については、一刻も早く完了させ、施設の耐震性の向上を図る。
- (5) 市は、老朽化した社会資本について、その適切な維持管理に努めるものとする。
- (6) 市は、住宅をはじめとする建築物の耐震性の確保を促進するため、建築基準法等の遵守の指導等に努める。
- (7) 市及び施設管理者は、建築物における天井の脱落防止等の落下物対策、ブロック塀の倒壊防止、エレベーターにおける閉じ込め防止、など総合的な地震安全対策を推進する。
- (8) 市は、文化財保護のための施設・設備の整備等の耐震対策に努めるものとする。

3 主要交通の強化

市及び防災関係機関は、主要な鉄道、道路等の基幹的な交通施設等の整備にあたって、耐震性の強化や多重性・代替性を考慮した耐震設計やネットワークの充実に努めるものとする。

4 通信機能の強化

市及び防災関係機関は、主要な通信施設等の整備にあたっては、災害対応に必要なネットワークの範囲を検討するとともに、設備の耐震性の確保や通信手段の多様化、多重化に努めるなどして、耐災害性の強化に努めるものとする。

5 ライフライン施設等の機能の確保

- (1) 市、防災関係機関及びライフライン事業者は、上下水道、電気、ガス、電話等のライフライン施設の機能の確保を図るため、主要設備の耐震化、震災後の復旧体制の整備、資機材の備蓄等に努めるものとする。
- (2) 市は、自ら保有するコンピューターシステムやデータのバックアップ対策を講じるとともに企業等における安全確保に向けての自発的な取組みを促進するものとする。

6 復旧対策基地の整備

市は、震災後の復旧拠点基地、救援基地となる都市公園等の整備に努める。

7 液状化対策

- (1) 市及び公共施設等の管理者は、施設の設置にあたって、地盤改良等により液状化の発生を防止する対策や、液状化が発生した場合においても施設の被害を防止する対策等を適切に実施するほか、大規模開発にあたって十分な連絡・調整を図る。
- (2) 個人住宅等の小規模建築物についても、液状化対策に有効な基礎構造等についてパンフレット等による普及を図る。

8 危険物施設等の安全確保

市及び防災関係機関は、石油貯蔵所等の危険物施設等及び火災原因となるボイラーエネルギー施設等の耐震性の確保、緩衝地帯の整備及び防災訓練の積極的な実施等を促進するものとする。

9 災害応急対策等への備え

市及び防災関係機関は、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うために必要な備えを行うこととする。

また、市は、地震などが発生した場合に備え、災害応急対策活動拠点として、災害対策車両やヘリコプターなどが十分活動できるグラウンド・公園などを確保し、周辺住民の理解を得るなど環境整備に努めることとする。

10 地震防災緊急事業五箇年計画の推進

- (1) 道は、地震防災対策特別措置法に基づき、道地域防災計画及び市町村地域防災計画に定められた事項のうち、地震防災対策上緊急に整備すべき施設等について、全道を対象とする地震防災緊急事業五箇年計画を作成し、市及び道等は、その整備を重点的・計画的に進めることとしている。

(2) 計画対象事業

- ア 避難地
- イ 避難路
- ウ 消防用施設
- エ 消防活動用道路
- オ 緊急輸送道路、交通管制施設、ヘリポート、共同溝等
- カ 医療機関、社会福祉施設、公立幼稚園、公立小中学校、公立特別支援学校及び公的建造物等の改築、補強
- キ 砂防設備、森林保安施設、地すべり等防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、農業用用排水施設であるダム等のうち地震防災上必要なもの
- ク 地域防災拠点施設
- ケ 防災行政無線施設、設備

- コ 飲料水確保施設、電源確保施設等
- サ 非常用食料、救助用資機材等備蓄倉庫
- シ 負傷者の一時収容、設備、応急救護設備等の資機材
- ス 老朽住宅密集市街地に係る地震防災対策

第3節 地震に関する防災知識の普及・啓発

市及び防災関係機関は、地震災害を予防し、又はその拡大を防止するため、防災関係職員に対して地震防災に関する教育、研修、訓練を行うとともに、住民に対して地震に係る防災知識の普及・啓発を図り、防災活動の的確かつ円滑な実施に努める。

防災知識の普及・啓発にあたっては、要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が確立されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

また、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で、防災に関する教育の普及推進を図るものとする。

1 防災知識の普及・啓発

(1) 市は、職員に対して地震に関する体制、制度、対策等について講習会等の開催、訓練の実施、防災資料の作成配布等により防災知識の普及・啓発の徹底を図る。

(2) 市及び防災関係機関は、住民に対し次により防災知識の普及・啓発を図る。

ア 啓発内容

- (ア) 地震に対する心得
- (イ) 地震に関する一般知識
- (ウ) 非常用食料、飲料水、身の回り品等、非常持出品や緊急医療の準備
- (エ) 建物の耐震診断と補強、家具の固定、ガラスの飛散防止
- (オ) 災害情報の正確な入手方法
- (カ) 出火の防止及び初期消火の心得
- (キ) 自動車運転時的心得
- (ケ) 救助・救護に関する事項
- (コ) 避難場所、避難路及び避難方法等避難対策に関する事項
- (サ) 水道、電力、ガス、電話などの地震災害時の心得
- (シ) 要配慮者への配慮
- (ス) 各防災関係機関が行う地震災害対策

イ 普及方法

- (ア) テレビ、ラジオ、新聞の利用
- (イ) インターネット、SNSの利用
- (ウ) 広報誌(紙)、広報車両の利用
- (エ) 映画、スライド、ビデオ等による普及
- (オ) パンフレットの配布
- (カ) 講習会、講演会等の開催及び訓練の実施

(3) 市及び防災関係機関は、住民が緊急地震速報を受けたときの適切な対応行動を含め、緊急地震速報について普及、啓発に努めるものとする。

2 学校等教育関係機関における防災思想の普及

(1) 学校においては、児童生徒等に対し、地震の現象、災害の予防等の知識の向上及び防災の実践活動(地震時における避難、保護の措置等)の習得を積極的に推進する。

- (2) 児童生徒等に対する地震防災教育の充実を図るため、教職員等に対する地震防災に関する研修機会の充実等に努める。
- (3) 地震防災教育は、学校等の種別、立地条件及び児童生徒等の発達段階などの実態に応じた内容のものとして実施する。
- (4) 社会教育においては、PTA、成人学級、青年団体、女性団体等の会合や各種研究集会等の機会を活用し、災害の現象、防災の心構え等の防災知識の普及に努める。

3 普及・啓発の時期

防災の日、防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン、津波防災の日及び防災とボランティアの日、防災とボランティア週間等、普及の内容により最も効果のある時期を選んで行うものとする。

第4節 防災訓練計画

災害応急対策を円滑に実施するため、災害予防責任者がそれぞれ、又は他の災害予防責任者と共同して行う防災に関する知識及び技能の向上と住民に対する防災知識の普及を図ることを目的とした防災訓練は、「芦別市地域防災計画 本編 第4章 第2節 防災訓練計画」を準用する。

なお、実施にあたっては、防災関係機関のほか、地域住民、自主防災組織及びボランティアの参加についても積極的に推進するものとする。

また、防災訓練の実施にあたっては、訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れるなど、地震発生時の対応行動の習熟を図るよう努めることとする。

第5節 物資及び防災資機材等の整備・確保に関する計画

本節については、「芦別市地域防災計画 本編 第4章 第4節 物資及び防災資機材等の整備・確保に関する計画」を準用する。

第6節 相互応援（受援）体制整備計画

本節については、「芦別市地域防災計画 本編 第4章 第5節 相互応援（受援）体制整備計画」を準用する。

第7節 自主防災組織の育成等に関する計画

本節については、「芦別市地域防災計画 本編 第4章 第6節 自主防災組織の育成等に関する計画」を準用する。

第8節 避難体制整備計画

本節については、「芦別市防災計画 本編 第4章 第7節 避難体制整備計画」を準用する。

第9節 避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画

本節については、「芦別市地域防災計画 本編 第4章 第8節 避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画」を準用する。

第10節 火災予防計画

地震に起因して発生する多発火災及び大規模火災の拡大を防止するため、地震時における出火の未然防止、初期消火の徹底など火災予防のための指導の徹底及び消防力の整備については、「芦別市地域防災計画 本編 第4章 第11節 消防計画及び第7章 第5節 大規模な火事災害対策計画」を準用するほか、次のとおりとする。

1 地震による火災の防止

地震時の火災発生は、使用中の火気設備等によるものが多いことから、滝川地区広域消防事務組合芦別消防署は、地震時の火気の取り扱いについて指導啓発するとともに、滝川地区広域消防事務組合火災予防条例に基づく、火気の取り扱い及び耐震自動消火装置付石油ストーブを使用するよう指導を強化するものとする。

2 火災予防の徹底

火災による被害を最小限に食い止めるためには、初期消火が重要であるので、市及び滝川地区広域消防事務組合芦別消防署は、地域ぐるみ、職場ぐるみの協力体制と強力な消防体制の確立を図るものとする。

- (1) 一般家庭に対し、予防思想の啓発に努め、消火器の設置促進、消防用水の確保を図るとともに、これらの器具等の取り扱い方を指導し地震時における火災の防止と初期消火の徹底を図るものとする。
- (2) 防火思想の啓発や災害の未然防止に着実な成果をあげるため、地域の自主防災組織、婦人防火クラブ等の設置及び育成指導を強化するものとする。
- (3) ホテル、集合住宅、病院等、一定規模以上の防火対象物に対し、法令の基準による消防用設備等の設置を徹底するとともに、自主点検の実施及び適正な維持管理の指導を強化するものとする。

3 予防査察の強化指導

滝川地区広域消防事務組合芦別消防署は、消防法に規定する立入検査を対象物の用途、地域等に応じて計画的に実施し、常に当該区域の消防対象物の状況を把握し、火災発生危険の排除に努め、予防対策の万全な指導を図るものとする。

- (1) 消防対象物の用途・地域等に応じ計画的に立入検査を実施する。
- (2) 消防用設備等の自主点検の充実及び適正な維持管理の指導を強化する。

4 消防力の整備

近年の産業及び経済の発展に伴い、高層建築物、危険物施設等が増加し、火災発生時の人命の危険度も増大していることから、滝川地区広域消防事務組合芦別消防署は、消防施設及び消防水利の整備充実を図るとともに、消防職員の確保、消防技術の向上等により、消防力の整備充実を図るものとする。

あわせて、地域防災の中核となる消防団員の確保、育成強化及び装備等の充実を図り、消防団活動の活性化を推進する。

5 消防計画の整備強化

滝川地区広域消防事務組合芦別消防署は、防火活動の万全を期すため、消防計画を作成し、火災予防について次の事項に重点を置く。

- (1) 消防力等の整備
- (2) 災害に対処する消防地理、水利危険区域等の調査
- (3) 消防職員及び消防団員の教育訓練
- (4) 査察その他の予防指導
- (5) その他火災を予防するための措置

第11節 危険物等災害予防計画

地震時における危険物、火薬類、高圧ガスの爆発、飛散、火災などによる災害の発生の予防については、「芦別市地域防災計画 本編 第7章 第4節 危険物等災害対策計画」に定める各災害予防等に準ずるほか、次のとおりである。

1 事業所等に対する指導の強化

危険物等による災害の予防を促進するため、滝川地区広域消防事務組合芦別消防署及び関係機関は、次の事項について指導に努めるものとする。

- (1) 事業所等に対する設備、保安基準遵守事項の監督、指導の強化
- (2) 事業所等の監督、指導における防災関係機関の連携強化
- (3) 危険物等保安責任者制度の効果的活用による保安対策の強化
- (4) 事業所等における自主保安体制の確立強化
- (5) 事業所等における従業員に対する安全教育の徹底指導
- (6) 事業所等の間における防災についての協力体制の確立強化
- (7) 危険物保管施設の耐震性の確保に関する事業所等への指導の強化

2 危険物保安対策

(1) 事業者

ア 消防法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、予防規程の作成、従業者に対する保安教育の実施、自衛消防組織の設置、危険物保安監督者の選任等による自主保安体制の確立を図るものとする。

イ 危険物の流出その他の事故が発生したときは、直ちに、流出及び拡散の防止、危険物の除去その他災害の発生の防止のための応急の措置を講じるとともに、消防機関、警察へ通報するものとする。

(2) 芦別警察署

必要に応じ、危険物の保管状態、自主保安体制等実態を把握するとともに、資機材を整備充実し、災害発生時における初動体制の確立を図るものとする。

(3) 滝川地区広域消防事務組合芦別消防署

ア 消防法の規定に基づき、保安検査、立入検査を行い、法令の規定に違反する場合は、許可の取消等の措置命令を発するものとする。

イ 事業者の自主保安体制確立を図るため、予防規程の作成、従事者に対する保安教育の実施、自衛消防組織の編成、危険物保安監督者の選任等について指導するものとする。

ウ 石油等危険物の流出に用いる防除資材等の配備状況を把握し、その整備を促進するよう指導する。

3 火薬類保安対策

(1) 事業者

ア 火薬類取締法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、危害予防規程の作成、保安教育計画の作成、火薬類製造保安責任者の選任等による自主保安体制の確立を図るものとする。

イ　火薬庫が近隣の火災その他の事情により危険な状態になり、又は火薬類が安定度に異常を呈したときは、法令で定める応急措置を講じるとともに、火薬類について災害が発生したときは、直ちに警察官に届け出るとともに、道に報告するものとする。

(2) 芦別警察署

ア　火薬類取締法の施行に必要な限度において、立入検査を実施する等その実態を把握するとともに、資機材を整備充実し、災害発生時における初動体制の確立を図るものとする。

また、必要と認められるときは、道、北海道産業保安監督部に対して、必要な措置をとるよう要請するものとする。

イ　火薬類運搬の届出があった場合、災害の発生防止、公共の安全維持のため必要のあるときは、運搬日時、通路若しくは方法又は火薬類の性状若しくは積載方法について必要な指示をする等により、運搬による災害発生防止を図るものとする。

ウ　火薬庫が近隣の火災その他の事情により危険な状態になり、又は火薬類が安定度に異常を呈したとき、及び災害が発生したとの届出があったときは、速やかに道知事に通報するものとする。

(3) 滝川地区広域消防事務組合芦別消防署

火災予防上の観点から事業所の実態を把握し、消防用施設等の保守管理、防火管理者等による自主保安体制の確立等適切な指導を行う。

4 高圧ガス保安対策

(1) 事業者

ア　高圧ガス保安法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、危害予防規程の作成、保安教育計画の作成、高圧ガス製造保安統括者の選任等による自主保安体制の確立を図るものとする。

イ　高圧ガスの製造施設等が危険な状態になったときは、高圧ガス保安法で定める応急措置を講じるとともに、高圧ガスについて災害が発生したときは、道知事又は警察官に届け出るものとする。

(2) 芦別警察署

ア　人の生命、身体又は財産に対する危害を予防するために特に必要があるときは、立入検査を実施する等その実態を把握するとともに資機材を整備し、災害発生時における初動体制の確立を図るものとする。

イ　高圧ガスの製造施設等が危険な状態となったとき、又は災害が発生したとの届出があったときは、速やかに道知事に通報するものとする。

(3) 滝川地区広域消防事務組合芦別消防署

火災予防上の観点から事業所の実態を把握し、消防施設等の保守管理、防火管理者等により自主保安体制の確立等適切な指導を行う。

第12節 建築物等災害予防計画

地震災害から建築物等を防御するための必要な対策は、「芦別市地域防災計画 本編 第4章 第10節 建築物災害予防計画」を準用するほか、次のとおり実施する。

1 建築物の防災対策

(1) 木造建築物の防火対策の推進

市は、市内の住宅が木造建築物を主体に構成されている現状にかんがみ、これらの木造建築物について延焼のおそれがある外壁等の不燃化及び耐震化の促進を図るものとする。

(2) 既存建築物の耐震化の促進

市は、現行の建築基準法に規定される耐震性が不十分な既存建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るため、耐震改修促進計画に基づき、耐震診断・改修に要する費用負担の軽減を図る所有者支援や相談体制の充実などの環境整備を図るものとする。また、住民にとって理解しやすく、身近で詳細な情報となる地震防災マップの作成のほか、セミナー等の開催、パンフレット・インターネットを活用した普及啓発を図る。

更に、建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づき、建築物の所有者に対して指導・助言を行うよう努めることとし、指導に従わない者に対しては、必要な指示を行う。また、著しく保安上危険となるおそれがあると認められた建築物については、建築基準法の規定に基づき勧告・命令を行うものとし、耐震改修促進計画で定める地震時に通行を確保すべき道路の沿道建築物については、耐震化を積極的に促進していくものとする。

(3) ブロック塀等の倒壊防止

市は、地震によるブロック塀等の倒壊を防止するため、既存ブロック塀等については、建築パトロールなどを通じて、点検・補強の指導を行うとともに、新規に施工・設置する場合には、施工・設置基準を厳守させるなど、安全性の確保について指導する。

(4) 窓ガラス等の落下対策

市は、地震動による落下物からの危害を防止するため、市街地で主要道路に面する地上3階建以上の建築物の窓ガラス、外装材、屋外広告物等で落下の恐れのあるものについて、その実態を調査し必要な改善指導を行うものとする。

(5) 被災建築物の安全対策

市は、北海道震災建築物応急危険度判定士認定制度要綱に基づき認定された市内の応急危険度判定士を把握したうえで、応急危険度判定を迅速かつ的確に実施するための体制を整備するものとする。

2 ライフライン施設の耐震化等安全性の向上

市は、関係機関に対して建物及び設備等の耐震対策を講じるよう要請するとともに、これらの関係機関と密接な連携を図り、施設の被害を最小限にとどめるための対策を講ずる。

(1) 電力施設（北海道電力株式会社）

(2) L P ガス事業者

(3) 水道施設

(4) 通信施設（N T T 東日本）

3 交通施設の安全化・耐震化対策

(1) 道路の整備

地震時における円滑な交通を確保するため、狭い区間等の整備を検討する。

(2) 落石等通行危険箇所の対策

落石、法面等通行危険箇所について日常点検を実施するとともに、順次、危険箇所の解消を図るために法面防護施設工事等の予防工事を実施する。

(3) 橋梁、トンネル等の耐震化対策

橋梁、トンネル等の道路構造物について点検を行い、構造上及び地盤上、耐震性に問題のある施設については、順次補修、補強、架替等を行い耐震性の確保を図る。

4 河川、砂防、治山等施設の安全化・耐震化対策

治山・治水対策は防災上重要なため、道との連携により整備を図り、災害の防止を期するものとする。

(1) 河川改修の治水事業

河川の堤防の耐震点検を継続し、これの対策を行うとともに、河道改修を行うなど、安全性の向上を図る。

また、水防情報システムを整備し、的確な情報収集を行い、出水に迅速に対応できるよう体制の整備に努める。

(2) 治山事業

地震による土砂災害は、地すべりを含む崩壊現象はもとより、崩壊土砂・落石等の直撃及び岩屑流・土石流となる崩壊土砂の流動化現象も予想されるため、道と協力して植林等による林相の改善並びに下流における砂防工事等の推進と相まって治山堰堤の築堤、渓流工事等、治山施設の完備を図る。

(3) 砂防及び地すべり防止事業

地震による地盤のゆるみの増加に伴い土砂災害の危険性が一層高まるため、これらの施設整備を図り、流域住民の安全を期するものとする。

また、地震によって引き起こされる地すべりは、移動が急激な場合も考えられ、多大な被害をもたらす危険性があるため、その防止について、道と連携を図りながら推進する。

5 がけ地に近接する建築物の防災対策

市は、がけの崩壊等で危険を及ぼすおそれのある区域において、建築物の建築制限を行うとともに既存の危険住宅については、がけ地近接危険住宅移転事業制度を活用し、安全な場所への移転促進を図るものとする。

第13節 土砂災害の予防計画

本節については、「芦別市地域防災計画 本編 第4章 第16節 土砂災害の予防計画」を準用する。

第14節 液状化災害予防計画

地震に起因する地盤の液状化による災害の予防については、この計画の定めるところによる。

1 現況

液状化現象による災害は、過去の地震においてもしばしば認められてはいたが、「新潟地震」（1964年）を契機として、認識されたところである。

北海道においては、「1968年十勝沖地震」による液状化被害が大規模かつ広範囲に記録されている。「平成5年（1993年）釧路沖地震」、「平成5年（1993年）北海道南西沖地震」、「平成6年（1994年）北海道東方沖地震」においても、道南及び道東の広い地域で発生し、大きな被害をもたらした。

最近では、「平成15年（2003年）十勝沖地震」において、豊頃町～浦幌町に被害の集中がみられたほか、札幌市や標津町など遠地においても液状化による被害が発生した。

また、「平成30年北海道胆振東部地震」では、札幌市や北広島市の住宅地において地盤液状化が発生し、大きな被害が発生するとともに苫小牧周辺では、港湾など海岸周辺の埋立地に被害が集中して発生した。

2 液状化対策の推進

- (1) 市は、液状化による被害を最小限にくい止めるため、公共事業などの実施に当たって、現地の地盤を調査し、発生する液状化現象を的確に予測することにより、現場の施工条件と、効果の確実性、経済性等を総合的に検討、判断し、効果的な液状化対策を推進するものとする。

【政策の体系】



(2) 液状化対策の調査・研究

市は、大学や各種研究機関との連携の下、液状化現象に関する研究成果を踏まえ、危険度分布や構造物への影響を予測し、液状化対策についての調査及び研究を行うものとする。

(3) 液状化の対策

液状化の対策としては、大別して

- ア 地盤自体の改良等により液状化の発生を防ぐ対策
- イ 発生した液状化に対して施設の被害を防止、軽減する構造的対策
- ウ 施設のネットワーク化等による代替機能を確保する対策が考えられる。

【手法の体系】



(4) 液状化対策の普及・啓発

市は、液状化対策の調査・研究に基づき、住民・施工業者等に対して知識の普及・啓発を図る。

第15節 積雪・寒冷対策計画

積雪・寒冷期において地震が発生した場合、他の季節に発生する地震災害に比べて、積雪による被害の拡大や避難所、避難路の確保等に支障が生じることが懸念される。

このため、市及び防災関係機関は、積雪・寒冷対策を推進することにより、積雪・寒冷期における地震被害の軽減に努めるものとする。

実施にあたっては、「芦別市地域防災計画 本編 第4章 第17節 積雪・寒冷対策計画」を準用する。

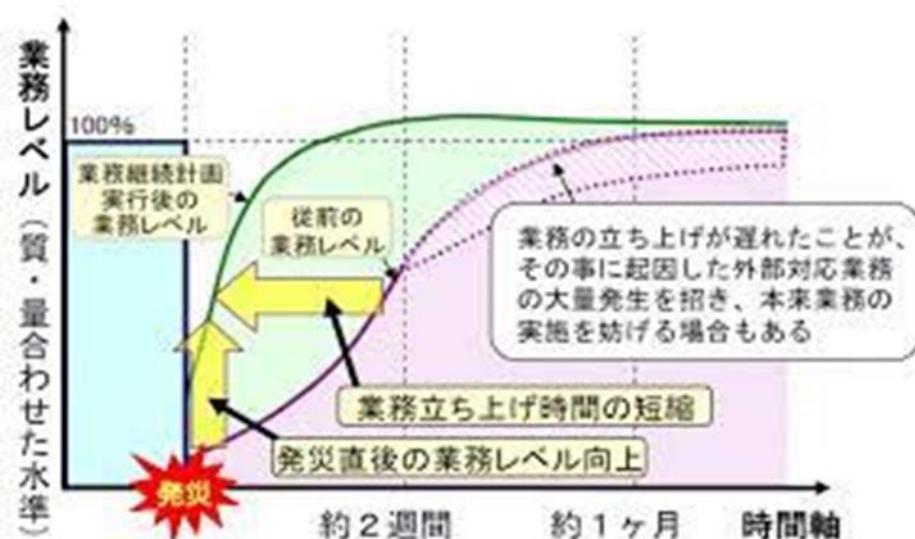
第16節 業務継続計画の策定

市は、災害時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、業務継続計画（B C P : Business Continuity Plan）の策定等により、業務継続性の確保を図るものとし、事業者は、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画を策定・運用するよう努めるものとする。

1 業務継続計画（B C P）の概要

業務継続計画（B C P）とは、災害発生時に道、市町村及び事業者自身も被災し、人員、資機材、情報及びライフライン等利用できる資源に制約がある状況下においても、優先度の高い業務を維持・継続するために必要な措置を事前に講じる計画として策定するものであり、災害に即応した要員の確保、迅速な安否確認、情報システムやデータの保護、代替施設の確保などを規定したものである。

<業務継続計画の作成による業務改善のイメージ>



2 業務継続計画（B C P）の策定

(1) 市

市は、災害応急活動及びそれ以外の行政サービスについて、継続すべき重要なものは一定のレベルを確保するとともに、すべての業務が早期に再開できるよう、災害時においても市の各課の機能を維持し、被害の影響を最小限にとどめ、非常時に優先度の高い業務の維持・継続に必要な措置を講じるための業務継続計画を策定するよう努めるとともに、策定した計画の継続的改善に努めるものとする。

特に業務継続計画の策定に当たっては、重要6要素として、次の事項について定めておくものとする。

- ア 市長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制
- イ 本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定
- ウ 電気・水・食料等の確保
- エ 災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保
- オ 重要な行政データのバックアップ
- カ 非常時優先業務の整理

(2) 事業者

事業者は、事業の継続など災害時の企業の果たす役割を十分に認識し、各事業者において災害時に非常時に優先度の高い業務の維持・継続に必要な措置を講じるための業務（事業）継続計画を策定・運用するよう努めるものとする。

3 庁舎等の災害対策本部機能等の確保

市は、特に災害時の拠点となる庁舎等について、非構造部材を含む耐震対策等により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努めるものとする。また、災害対策の拠点となる庁舎及びその機能を確保するための情報通信設備や自家発電装置など主要な機能の充実と災害時における安全性の確保を図るとともに、物資の供給が困難な場合を想定し、十分な期間に対応する食料、飲料水、暖房及び発電用燃料などの適切な備蓄、調達、輸送体制の整備を図るものとする。

第17節 複合災害に関する計画

市、道をはじめとする防災関係機関は、複合災害の発生可能性を認識し、備えを充実するものとする。

1 予防対策

- (1) 防災関係機関は、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意し、職員の派遣体制や資機材の輸送手段等の充実や、防災関係機関相互の連携強化に努めるものとする。
- (2) 防災関係機関は、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定した図上訓練や実動訓練等の実施に努めるとともに、その結果を踏まえて職員及び資機材の投入や外部支援の要請等についての計画・マニュアル等の充実に努めるものとする。
- (3) 市及び道は、複合災害時における住民の災害予防及び災害応急措置等に関する知識の普及・啓発に努める。

第3章 災害応急対策計画

地震災害による被害の拡大を防止するため、市及び防災関係機関は、それぞれの計画に基づき災害応急対策を実施する。

第1節 応急活動体制

震災時に被害の拡大を防止するとともに、災害応急対策を円滑に実施するため、市、道及び防災関係機関は、相互に連携を図り、災害対策本部等を速やかに設置するなど、応急活動体制を確立する。

災害対策本部は、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制のもと、適切な対応がとれるよう努めるものとする。

また、道の災害対策現地合同本部が設置された場合、道本部等と連携を図る。

1 災害対策組織

「芦別市地域防災計画 本編 第3章 第2節 災害対策本部及び第3章 第3節 本部の配備体制」を準用する。

2 職員の動員配備

「芦別市地域防災計画 本編 第3章 第4節 動員計画」を準用する。

第2節 地震情報の伝達計画

地震情報を迅速かつ的確に伝達するための計画は、次のとおりである。

1 緊急地震速報

(1) 緊急地震速報の発表等

気象庁は、最大震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想された地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。

なお、震度が6弱以上の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置づけられる。

（※注）緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。このため、震源付近では、強い揺れの到達に間に合わない場合がある。

(2) 緊急地震速報の伝達

緊急地震速報は、地震による被害の軽減に資するため気象庁が発表し、日本放送協会（NHK）に伝達されるとともに、関係省庁、地方公共団体に提供される。

また、放送事業者、通信事業者等の協力を得て、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ等を用いて広く伝達されている。

気象庁が発表した緊急地震速報、地震情報等は、消防庁の全国瞬時警報システム（J－ALERT）により、地方公共団体等に伝達される。

地方公共団体、放送事業者等は、伝達を受けた緊急地震速報を効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努めるものとする。

(3) 地震に関する情報の種類と内容

ア 地震に関する情報

地震情報の種類	発表基準	発 表 内 容
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を約190地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報
震源に関する情報	・震度3以上	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表
震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村名を発表 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表
各地の震度に関する情報	・震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表 地震が多数発生した場合には、震度3以上の地震についてのみ発表し、震度2以下の地震については、その発生回数を「その他の情報（地震回数に関する情報）」で発表

地震情報の種類	発表基準	発 表 内 容
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表
推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度(震度4以上)を図情報として発表
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部などで著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を概ね30分以内に発表
長周期地震動に関する情報	・震度3以上	高層ビル内での被害の発生可能性等について、地震の発生場所(震源)や、その規模(マグニチュード)、地域ごと及び地点ごとの長周期地震動階級等を発表(地震発生から約20~30分後に気象庁ホームページ上に掲載)

資料：気象庁ホームページ（知識・解説）

イ 地震動の特別警報、警報及び予報の種類及び内容

警報・予報の種類	発表名称	内 容 等
地震動特別警報	緊急地震速報(警報) 又は緊急地震速報	最大震度5弱以上の揺れが想定されたときに、強い揺れが予想される地域に対し地震動により重大な災害が起こるおそれがある旨を警告して発表するもの。
地震動警報		このうち、震度6弱以上の揺れが予想される場合を特別警報に位置付ける。
地震動予報	緊急地震速報(予報)	最大震度3以上又はマグニチュード3.5以上等と予想されたときに発表する。

資料：気象庁ホームページ（知識・解説）

ウ 地震活動に関する解説資料等

地震情報以外に、地震活動の状況等をお知らせするために気象庁本庁及び管区・地方気象台等が関係地方公共団体、報道機関等に提供している資料

解説資料等の種類	発表基準	内 容
地震解説資料(速報版)	・北海道で震度4以上を観測(ただし、地震が頻発している場合、その都度の発表はしない。)	・地震発生後30分程度を目途に、地方公共団体が初動期の判断のため、状況把握等に活用できるように、地震の概要、北海道の情報等、及び津波や地震の図情報をまとめた資料
地震解説資料(詳細版)	以下のいずれかを満たした場合に発表するほか、状況に応じて必要となる続報を適宜発表 ・北海道で震度5弱以上を観測 ・社会的に関心の高い地震が発生	・地震発生後1~2時間を目途に第1号を発表し、地震や津波の特徴を解説するため、地震解説資料(速報版)の内容に加えて、防災上の留意事項やその後の地震活動の見通し、津波や長周期地震動の観測状況、緊急地震速報の発表状況、周辺の地域の過去の地震活動など、より詳しい状況等を取りまとめた資料

解説資料等の種類	発表基準	内 容
地震活動図	・定期（毎月初旬）	・地震・津波に係る災害予想図の作成、その他防災に係る活動を支援するために、毎月の北海道及び各地方の地震活動の状況をとりまとめた地震活動の傾向等を示す資料
週間地震概況	・定期（毎週金曜）	・防災に係る活動を支援するために、週ごとの北海道の地震活動の状況をとりまとめた資料

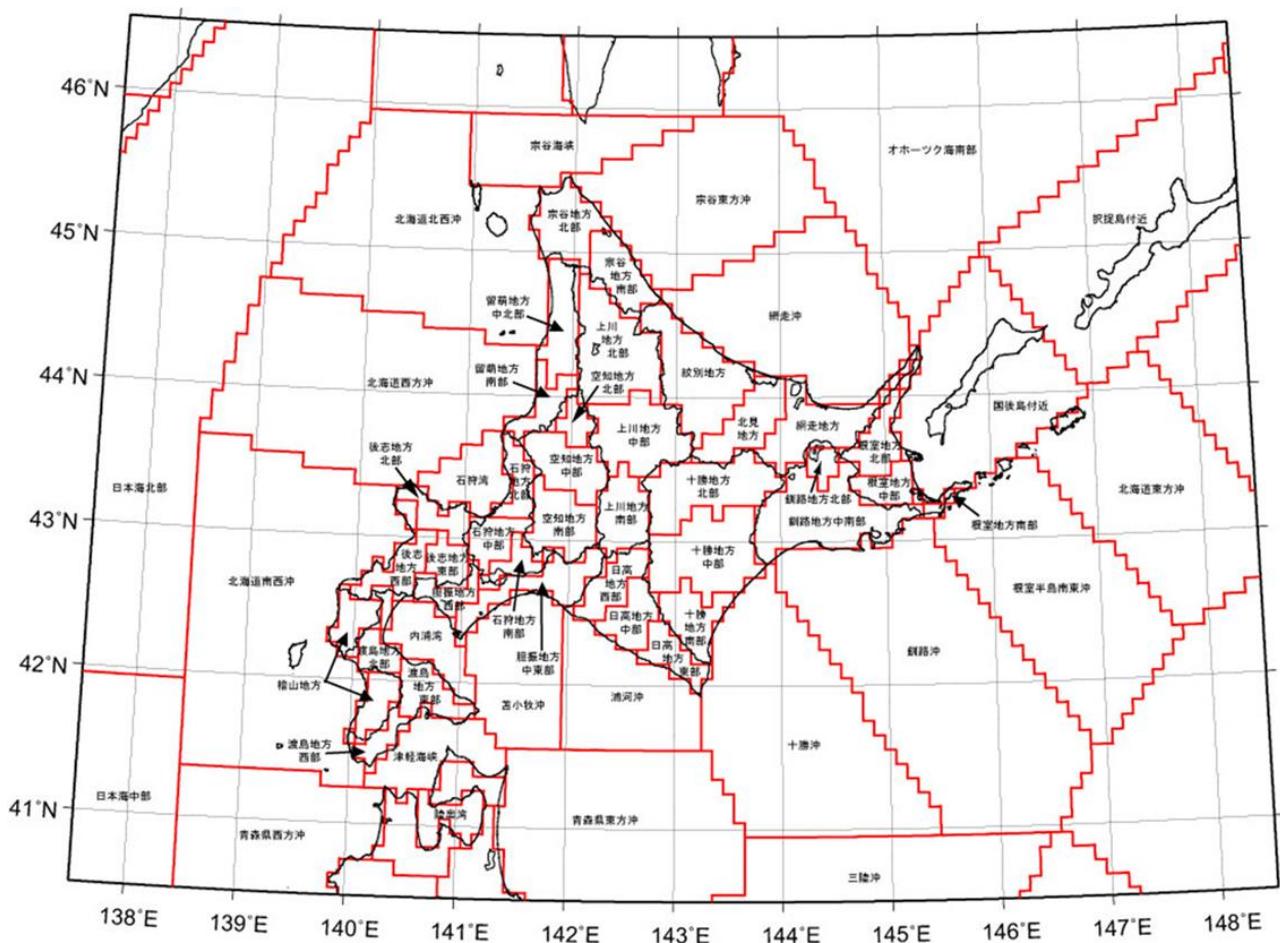
2 地震に関する情報に用いる地域名称、震央地名

(1) 緊急地震速報において予想される震度の発表に用いる地域



資料：北海道地域防災計画（地震・津波防災計画編）

(2) 震央地名



資料：気象庁ホームページ（知識・解説）

3 気象庁による気象庁震度階級関連解説表

気象庁が発表している震度は、原則として地表や低層建物の一階に設置した震度計による観測値です。

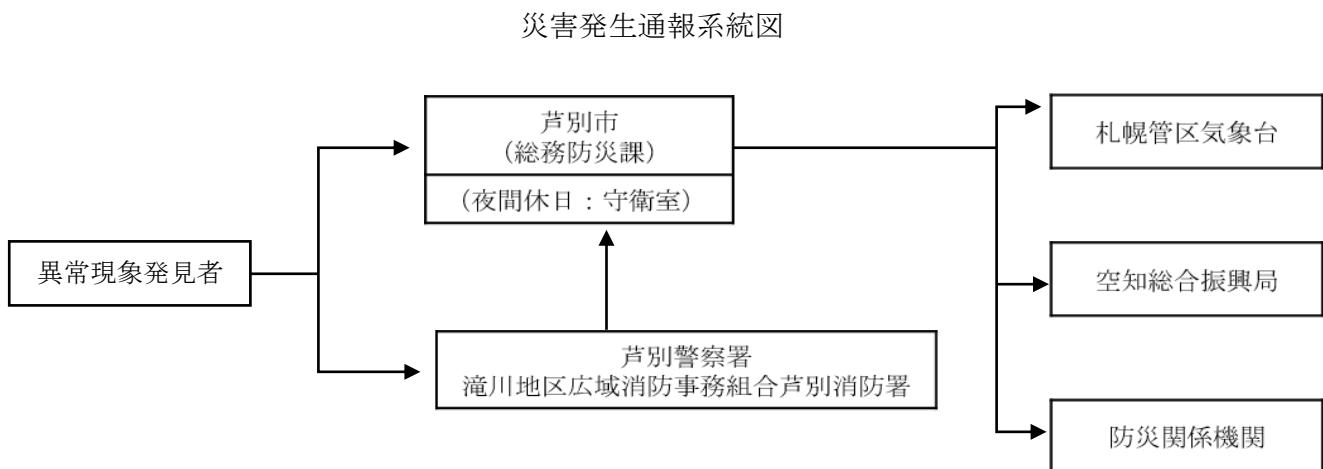
「気象庁震度階級関連解説表」（資料編【資料12】）は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すもので、それぞれの震度に記述される現象から震度が決定されるものではありません。

4 異常現象を発見した場合の通報

市長は、頻発地震、異常音響及び地変などの異常現象発見の通報を受けたときは、直ちに情報を確認し、必要な措置を講ずるとともに、災害の規模、内容等により必要に応じて次の機関に通報する。

- (1) 滝川地区広域消防事務組合芦別消防署
- (2) 芦別警察署
- (3) 空知総合振興局地域政策課
- (4) 札幌管区気象台
- (5) 影響のある隣接市町村
- (6) その他、その異常現象に関係ある機関

発見者からの通報及び災害情報、被害状況等は、総務防災課長へ報告（休日・夜間は、守衛室から総務防災課へ報告）し、その指示により事務処理に当たるものとする。



資料編〔災害履歴・震度階級等〕・気象庁震度階級関連解説表（資料12）

第3節 災害情報等の収集、伝達計画

地震災害時における災害情報等の収集、伝達についての計画は、「芦別市地域防災計画 本編 第4章 第9節 情報収集・伝達体制整備計画及び第5章 第1節 災害情報収集・伝達計画」を準用するほか、次のとおりとする。

1 災害情報等の収集及び伝達体制の整備

- (1) 市は、迅速な緊急地震速報の伝達のため、その伝達体制及び通信施設、設備の充実を図るよう努めることとし、全国瞬時警報システム（J-ALE RT）などで受信した緊急地震速報を防災行政無線等により住民等への伝達に努めるものとする。
- (2) 市及び防災関係機関は、要配慮者にも配慮した分かりやすい情報伝達と、要配慮者や災害により孤立する危険のある地域の被災者、市街地における帰宅困難者等情報が入手困難な被災者に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図るものとする。

特に、災害時に孤立するおそれのある地域で停電が発生した場合に備え、衛星携帯電話などにより、当該地域の住民と市との双方向の情報連絡体制を確保するよう留意するものとする。

また、被災者等への情報伝達手段として、防災行政無線等の無線系の整備を図るとともに、北海道防災情報システム、全国瞬時警報システム（J-ALE RT）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、衛星携帯電話、ワンセグ等、要配慮者にも配慮した多様な手段の整備に努めるものとする。

- (3) 市は放送事業者、通信事業者等による被害に関する情報、被災者の安否情報等について、情報の収集及び伝達に係る体制の整備に努めるものとする。

また、市は、安否情報の確認のためのシステムの効果的、効率的な活用が図られるよう、住民に対する普及啓発に努めるものとする。

- (4) 市、道及び防災関係機関は、それぞれが有する情報組織、情報収集手段、通信ネットワーク等を全面的に活用し、迅速・的確に災害情報等を収集し、相互に交換するものとする。

また、被災地における情報の迅速かつ正確な収集・連絡を行うための情報収集・伝達手段の多重化・多様化などに努めるものとする。

また、北海道防災情報システム、北海道総合行政情報ネットワーク、ヘリコプター、テレビ会議などにより災害情報等の収集・伝達を行うものとする。

特に、市から道への被災状況の報告ができない場合、その他必要と認めるときは、道は多様な手段の効果的な活用のほか、被災地に職員を積極的に派遣し、被災情報等を収集・把握するものとする。

人的被害の数について、道が一元的に集約、調整を行う場合、市は道に連絡するものとする。

- (5) 市は、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため最新の情報関連技術の導入に努めるものとする。

2 災害情報等の内容及び通報の時期

(1) 市

ア 市は、震度5弱以上を記録した場合、被災状況を道に報告する。（但し、震度5強以上を記録した場合、第1報を道及び国（消防庁経由）に、原則として30分以内で可能な限り早く報告する。）なお、消防庁長官から要請があった場合については、第1報後の報告についても、引き続き消防庁に報告するものとする。

イ 市は、119番通報の到着状況時には、その状況等を道及び国（消防庁経由）に報告する。

ウ 市は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることができないような災害が発生したときは、速やかにその規模を把握するための情報を収集するよう特に留意し、被害の詳細が把握できない状況にあっても、迅速に当該情報の道及び国（消防庁経由）への報告に努める。

第4節 災害広報・情報提供計画

本節については、「芦別市地域防災計画 本編 第5章 第4節 災害広報・情報提供計画」を準用する。

第5節 避難対策計画

地震災害時において住民の生命及び身体の安全、保護を図るために実施する避難措置については、次のとおりとするほか、「芦別市地域防災計画 本編 第5章 第4節 避難対策計画」を準用する。

1 避難実施責任者及び措置内容

火災、山（がけ）崩れ、地震等の災害により、人命、身体の保護又は災害の拡大防止のため特に必要があると認められるときは、市長等避難実施責任者は、次により避難指示等を発令する。

特に、市は住民の迅速かつ円滑な避難を実現するとともに、高齢化の進展等を踏まえ高齢者等の避難行動要支援者の避難支援対策を充実・強化する必要がある。このため、避難指示のほか、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、その避難行動支援対策と対応しつつ、必要に応じて、普段の行動を見合わせ始めることや、自主的な避難を呼びかける高齢者等避難を伝達する必要がある。

なお、避難指示等を発令するにあたり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難指示及び緊急安全確保を夜間に発生する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における高齢者等避難の発令に努めるものとする。

(1) 市長（基本法第60条）

ア 市長は、災害時、警戒巡回等によって得られる情報の収集並びに過去の災害事例等を勘案し、住民の生命又は身体を災害から保護しその他の災害の拡大を防止するために必要があると認めるときは、直ちに必要と認める地域の居住者等に対し、次の指示を行う。

(ア) 避難のための立退きの指示

(イ) 必要に応じて行う、立退き先としての指定緊急避難場所等の避難場所の指示

(ウ) 緊急安全確保の指示

イ 市長は、避難のための立退きの指示又は緊急安全確保措置の指示を行うことができない場合は、警察官にその指示を求める。

ウ 市長は、上記の指示を行ったときは、その旨を速やかに空知総合振興局長に報告する。

（これらの指示等を解除した場合も同様とする。）

第6節 救助救出計画

本節については、「芦別市地域防災計画 本編 第5章 第9節 救助救出計画」を準用する。

第7節 地震火災等対策計画

大地震が発生した場合には、建物等の倒壊をはじめ、火災の同時多発や市街地への延焼拡大などにより、多大な人的・物的被害が発生するおそれがある。

このため、被災地の住民や自主防災組織等は、可能な限り初期消火及び延焼拡大の防止に努めるとともに、市における消防活動に関する計画は、次のとおりとするほか、「芦別市地域防災計画 本編 第4章 第11節 消防計画及び第7章 第5節 大規模な火事災害対策計画」に準ずるものとする。

1 消防活動体制の整備

市は、その地域における地震災害を防御し、これらの被害を軽減するため、消防部隊の編成及び運用、応急消防活動その他消防活動の実施体制について、十分に検討を行い、整備しておく。

2 火災発生、被害拡大危険区域の把握

市は、地震による火災発生及び拡大を防止するため、あらかじめ、おおむね次に掲げる危険区域を把握し、又必要に応じて被害想定を作成し、災害応急活動の円滑な実施に資する。

- (1) 住宅密集地域の火災危険区域
- (2) 崖崩れ、崩壊危険箇所
- (3) 特殊火災危険区域（危険物、ガス、火薬、毒劇物等施設）

3 相互応援協力の推進

市は、消防活動が円滑に行われるよう、次に掲げる応援協定により、必要に応じ相互に応援協力をする。

- (1) 消防相互応援
- (2) 広域航空消防応援
- (3) 緊急消防援助隊による応援

4 地震火災対策計画の作成

市は、大地震時における火災防御活動及び救出活動の適切かつ効果的な実施を図るため、必要に応じ、あらかじめ地震火災対策計画を作成する。

この場合その基本的事項は、おおむね次のとおりである。

(1) 消防職員等の確保

大規模地震発生時には、住宅密集地域における火災の多発に伴い、集中的消火活動は困難であり、また、消防設備が破壊され、搬出不能となることも考えられ、更に消防職員、団員の招集も困難になるなど、消防能力が低下することなどから、あらかじめこれらに対する維持、確保の措置を講ずる。

(2) 消防水利の確保

地震時には、水道施設の停止や水道管の破損等により、消火栓が使用不能となることが考えられることから、防火水槽・耐震性貯水槽・配水池の配置のほか、河川等多角的な方策による消防水利の確保に努める。

(3) 応急救出活動

大規模地震発生時の混乱した状況下における救出活動は、非常に困難であるため、倒壊した家屋内での住民、特に要配慮者の救護方法について検討しておく。

(4) 初期消火の徹底

住民に対しては平素から地震発生時の火気の取締りと初期消火の重要性を十分に認識させるため、事前啓発の徹底を図る。

また、発生直後にあっては、被災地までの道路交通網等の寸断等により、消防機関の到着に時間を要することから、被災地の住民や自主防災組織は、可能な限り初期消火及び延焼防止に努める。

第8節 災害警備計画

本節については、「芦別市地域防災計画 本編 第5章 第12節 災害警備計画」を準用する。

第9節 交通応急対策計画

本節については、「芦別市地域防災計画 本編 第5章 第13節 交通応急対策計画」を準用する。

第10節 輸送計画

本節については、「芦別市地域防災計画 本編 第5章 第14節 輸送計画」を準用する。

第11節 ヘリコプター等活用計画

本節については、「芦別市地域防災計画 本編 第5章 第8節 ヘリコプター等活用計画」を準用する。

第12節 食料供給計画

本節については、「芦別市地域防災計画 本編 第5章 第15節 食料供給計画」を準用する。

第13節 給水計画

本節については、「芦別市地域防災計画 本編 第5章 第16節 給水計画」を準用する。

第14節 衣料、生活必需物資供給計画

本節については、「芦別市地域防災計画 本編 第5章 第17節 衣料、生活必需品物資供給計画」を準用する。

第15節 石油燃料供給計画

本節については、「芦別市地域防災計画 本編 第5章 第18節 石油類燃料供給計画」を準用する。

第16節 生活関連施設対策計画

地震の発生に伴い、生活に密着した施設（上水道、下水道、電気、ガス、通信及び放送施設等）が被災し、水、電気、ガス等の供給が停止した場合は、生活の維持に重大な支障を生ずる。

これら、各施設の応急復旧についての計画は、次のとおりである。

1 上水道

「芦別市地域防災計画 本編 第5章 第16節 給水計画及び第5章 第21節 上下水道施設対策計画」を準用するほか、次のとおりとする。

(1) 応急措置

水道事業者は、地震災害により被災した施設の応急復旧についての計画をあらかじめ定めておくほか、地震の発生に際してこの計画に基づき直ちに被害状況の調査、施設の点検を実施するとともに、被害にあった場合は、速やかに応急復旧し、住民に対する水道水の供給に努める。

(2) 広 報

水道事業者は、地震により水道施設に被害を生じた場合は、その被害状況及び復旧見込み等について広報を実施し、住民の不安解消を図るとともに、応急復旧までの対応についての周知を図る。

2 下水道

(1) 応急復旧

下水道管理者は、地震災害により被災した施設の応急復旧についての計画をあらかじめ定めておくほか、地震の発生に際してこの計画に基づき直ちに被害状況の調査、施設の点検を実施し、排水機能の支障及び二次被害のおそれのあるものについては、応急復旧を行う。

(2) 広 報

下水道管理者は、地震により下水道施設に被害のあった場合は、下水道施設の被害状況及び復旧見込み等について広報を実施し、住民の生活排水に関する不安解消に努める。

3 電 気

(1) 応急復旧

電気事業者は、地震災害により被災した施設の応急復旧についての計画をあらかじめ定めておくほか、地震の発生に際してこの計画に基づき直ちに被害状況（停電の状況）の調査、施設の点検を実施し、施設に被害（停電）があった場合は、二次災害の発生を防止するとともに、速やかに応急復旧を実施し、早急に停電の解消に努める。

(2) 広 報

電気事業者は、地震により電力施設に被害があった場合は、感電事故、漏電による出火の防止及び電力施設の被害状況（停電の状況）復旧見込み等について、テレビ・ラジオなどの報道機関や広報車を通じて広報し、住民の不安解消に努める。

4 ガ ス

(1) 応急復旧

ガス事業者は、地震災害により被災した施設の応急復旧についての計画をあらかじめ定めておくほか、地震の発生に際してこの計画に基づき直ちに施設、設備の被害調査、点検を実施し、被害があった場合は、二次災害の発生を防止するとともに、速やかに応急復旧を行う。

(2) 広 報

ガス事業者は、地震によりガス施設に被害のあった場合は、ガス施設の被害状況及び復旧見込み等について広報を実施し、住民の不安解消に努める。

5 通 信

(1) 応急復旧

東日本電信電話（株）北海道事業部、（株）NTTドコモ北海道支社などの電気通信事業者は、地震災害発生時の通信を確保するため施設の被害調査、点検を実施するとともに、被害があった場合又は異常事態の発生により通信が途絶するような場合においては、速やかに応急復旧を実施するなどの対策を講ずるものとする。

(2) 広 報

通信を管理する機関は、地震により通信施設に被害のあった場合は、テレビ・ラジオなどの報道機関の協力を得て、通信施設の被害状況、電話等の通信状況等について広報するとともに、被災地への電話の自粛について理解と協力を求めるなど住民の不安解消に努める。

6 放 送

NHKなど放送機関は、地震災害発生時、被災地及び被災住民に対する迅速かつ的確な情報を提供するため、施設の被害調査、点検を実施するとともに、施設に被害があった場合、速やかに応急復旧を実施するなど、放送が途絶えることのないよう対策を講じる。

第17節 医療救護計画

本節については、「芦別市地域防災計画 本編 第5章 第10節 医療救護計画」を準用する。

第18節 防疫計画

本節については、「芦別市地域防災計画 本編 第5章 第11節 防疫計画」を準用する。

第19節 廃棄物処理等計画

本節については、「芦別市地域防災計画 本編 第5章 第30節 廃棄物等処理計画」を準用する。

第20節 家庭動物等対策計画

本節については、「芦別市地域防災計画 本編 第5章 第28節 家庭動物等対策計画」を準用する。

第21節 文教対策計画

本節については、「芦別市地域防災計画 本編 第5章 第26節 文教対策計画」を準用する。

第22節 住宅対策計画

本節については、「芦別市地域防災計画 本編 第5章 第24節 住宅対策計画」を準用する。

第23節 被災建築物安全対策計画

被災建築物の余震等による倒壊及び部材の落下等から生ずる二次災害を防災するための安全対策に関する計画は、次のとおりとするほか、「芦別市地域防災計画 第5章 第23節 被災宅地安全対策」を準用する。

1 応急危険度判定

地震により被災した建築物等の当面の使用の可否を判定し、所有者等に知らせる応急危険度判定を実施する。

(1) 活動体制

市は、「北海道震災建築物応急危険度判定要綱」に基づき、建築関係団体等の協力を得て、応急危険度判定士による被災建築物の応急危険度判定活動を行う。

(2) 基本的事項

ア 判定対象建築物

原則として、全ての被災建築物を対象とするが、被害の状況により判定対象を限定することができる。

イ 判定開始時期、調査方法

地震発生後、できる限り早い時期に、主として目視により、被災建築物の危険性について、木造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造の構造種別ごとに調査票により行う。

ウ 判定の内容、判定結果の表示

被災建築物の構造躯体等の危険性を調査し、「危険」、「要注意」、「調査済」の3段階で判定を行い、3色の判定ステッカー（赤「危険」、黄「要注意」、緑「調査済」）に対処方法等の所要事項を記入し、当該建築物の出入口等の見やすい場所に添付する。

なお、3段階の判定の内容については、次のとおりである。

危険	建築物の損傷が著しく、倒壊などの危険性が高い場合であり、使用及び立入ができない。
要注意	建築物の損傷は認められるが、注意事項に留意することにより立入が可能である。
調査済	建築物の損傷が少ない場合である。

エ 判定の効力

行政機関による情報の提供である。

オ 判定の変更

応急危険度判定は、応急的な調査であること、また、余震などで被害が進んだ場合あるいは適切な応急補強が行われた場合には、判定結果が変更されることがある。

2 石綿飛散防災対策

被災建築物からの石綿の飛散による二次災害を防止するため、市は道と連携し、「災害における石綿飛散防止に係る取扱マニュアル（改訂版）」に基づく被災建築物等の石綿露出状況等の把握、建築物等の所有者等に対する応急措置の指導・助言及び解体等工事に係る事業者への指導等を行う。

第24節 被災宅地安全対策計画

本節については、「芦別市地域防災計画 本編 第5章 第23節 被災宅地安全対策計画」を準用する

第25節 行方不明者の搜索及び遺体の収容処理埋葬計画

本節については、「芦別市地域防災計画 本編 第5章 第27節 行方不明者の搜索及び遺体の収容処理埋葬計画」を準用する。

第26節 障害物処理計画

本節については、「芦別市地域防災計画 本編 第5章 第25節 障害物除去計画」を準用する。

第27節 広域応援・受援計画

本節については、「芦別市地域防災計画 本編 第5章 第7節 広域応援・受援計画」を準用する。

第28節 自衛派遣要請及び派遣活動計画

本節については、「芦別市地域防災計画 本編 第5章 第6節 自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」を準用する。

第29節 災害ボランティアとの連携計画

本節については、「芦別市地域防災計画 本編 第5章 第31節 災害ボランティアとの連携計画」を準用する。

第30節 災害救助法の適用と実施

本節については、「芦別市地域防災計画 本編 第5章 第34節 災害救助法の適用と実施」を準用する。

第4章 災害復旧・被災者援護計画

地震等の災害が発生した際には、速やかに、被災施設を復旧し、被災者に対して適切な援護を行うことにより、被災地の復興へつなげていく必要がある。

このため、市及び道は、防災関係機関との適切な役割分担及び連携の下、被災地域の特性や被災状況、関係する公共施設管理者の移行等を勘案し、迅速な現状復旧を目指すのか、災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すのかについて早急に検討し、基本となる方向を定め、又は、これに基づき計画を作成することにより、計画的に災害復旧事業を実施するものとする。

併せて、災害に伴い生じた廃棄物については、広域的な処理を含めた計画的な収集・運搬・処分により、適切かつ速やかに廃棄物処理を行うものとする。

また、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保や生活資金の援助等、きめ細かな支援を講じるものとする。

なお、著しく異常かつ激甚な非常災害が発生し、国に緊急災害対策本部が設置され、当該災害からの復興を推進するため特別の必要があると認めるときは、大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）に基づき、被災地の復興を図るため必要となる措置を行うものとする。

第1節 災害復旧計画

本節については、「芦別市地域防災計画 本編 第8章 第1節 災害復旧計画」を準用する。

第2節 被災者援護計画

本節については、「芦別市地域防災計画 本編 第8章 第2節 被災者援護計画」を準用するほか、次のとおりとする。

1 融資及び貸付け等による金融支援

地震災害は、各種の被害が広範囲にわたり、瞬間に発生するところに特殊性があり、公共施設以外に及ぶ災害の規模も激甚かつ深刻である。また、地域の産業、住民に大きな被害を与え、社会生活、経済活動に深刻な影響を及ぼすことが考えられる。

このため、市は、道及び防災関係機関と協力し、民生の安定を確保し、早急な復興援助の措置を講ずる必要がある。

(1) 実施計画

ア 一般住宅復興資金の確保

市は、道と協調して、住宅金融支援機構及び地元の金融機関等の協力を求め、生活の本拠である住家の被害を復旧するための資金の確保を援助し、融資に対する利子補給等の措置を講ずる。

イ 中小企業等金融対策

市は、道と連携して、経営環境変化対応貸付（災害復旧）を適用し、信用保証協会、取扱金融機関と連携、協調のもと、被災中小企業者等に対する金融支援を実施する。

ウ 農林畜産業等金融対策

市は、道と協調して、天災資金の融資を確保し、融資に対する利子補給措置を講じるとともに、日本政策金融公庫等により融資等に協力を求め、災害資金の融資枠を確保する。

エ 福祉関係資金の貸付等

市は、道と緊密な連絡のもとに、災害援護資金、生活福祉資金、母子父子寡婦福祉資金の貸付を積極的に実施する。

オ 被災者生活再建支援金

市は、道と緊密な連絡のもとに、被災者生活再建支援法に基づく被災世帯に対する支援金の迅速な支給を図る。

市は、被災者生活再建支援金の支給その他の支援措置が早期に実施されるよう、発災後早期に罹災証明書の交付体制を確立し、被災者に罹災証明書を交付する。

カ その他の金融支援

災害弔慰金、災害障害見舞金、住家被害見舞金等（都道府県見舞金、災害対策交付金を含む。）

(2) 財政対策

ア 指定地方行政機関、金融機関等は、市及び道が実施する公共施設の復旧並びに一般住宅及び中小企業等復旧対策に要する財政資金の確保に対し、積極的に協力する。

イ 市、道及び防災関係機関並びに金融機関等は、協力して災害復旧に関する相談窓口を開設し、被災者の復興活動を援助する。

(3) 地震保険の活用

地震保険は、地震等による被災者の生活安定に寄与することを目的とした公的保険制度であり、被災者の住宅再建にとって有効な手段の一つであることから、市は北海道と連携して、その制度の普及促進にも努めるものとする。

沿革

平成 25 年 4 月 1 日 国及び道の計画改正に伴い「地震災害対策編」
として作成

平成 28 年 6 月 6 日 一部修正

令和 2 年 4 月 15 日 一部修正

令和 5 年 2 月 24 日 全部修正

芦別市地域防災計画書
地震災害対策編

発行人 芦別市